平成２５年（フ）第３６００号
大阪市中央区内本町１丁目４番10―706号
債務者　甲斐　良昭
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樫元　雄生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６１４号
大阪市港区市岡元町１丁目３番14号　グレース太陽405号、前住所大阪市港区波除５丁目11番７―603号
債務者　天野酉次郎
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　栄嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６３９号
大阪市淀川区塚本１丁目14番21号
債務者　島津　忠弘
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中弘　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５３号
和歌山市宇治藪下936番地　マンション葛城103号、住民票上の住所和歌山市中之島936番地
債務者　千崎　昌男
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤　義則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月11日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７７号
三重県三重郡菰野町大字菰野1022番地９、前住所三重県三重郡菰野町大字神森787番地10
債務者　野田　大介
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　　功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第３６７４号
大阪府南河内郡太子町大字葉室1320番地の３
債務者　阪口　盛彦
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　安子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２５４号
大阪市北区国分寺２丁目３番43号　ホワイトハウス３番館305号室、前住所滋賀県守山市浮気町321番地の３駅前東団地２―104
債務者　長束　浩司
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寶谷　英一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７１５号
堺市北区新金岡町３丁２番２―409号
債務者　打本　佳子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪尾　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
長野県松本市大字和田215番地
債務者　小林　一夫
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮澤　明雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１９６号
宮崎県児湯郡川南町大字川南13006番地５
債務者　三輪　武久
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　公利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４３号
宮城県石巻市泉町３丁目10番７号、前住所宮城県石巻市泉町２丁目７番11号
債務者　小野　正樹
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
青森県十和田市西四番町10番15号
債務者　折舘美佐夫
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１５７号
茨城県石岡市東光台４丁目６番12号　佐々木住宅
債務者　田村　　茂
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１６３号
茨城県石岡市総社２丁目８番24号
債務者　前野　清美
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１６６号
茨城県つくば市二の宮４丁目４番地13　リエスつくば学園西Ⅱ棟408号
債務者　金　　秀司
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第４２２号
埼玉県所沢市和ケ原３丁目284番地の１コーポトガワ101、前住所埼玉県所沢市大字下富1157番地の41
債務者　篠原　正規
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４２７号
埼玉県所沢市大字山口402番地の17
債務者　齊藤喜久子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部